

令和7年4月9日

保護者の皆様

大津市教育委員会事務局
学校教育課長
大津市立瀬田中学校
校長 西田 勝

「滋賀・体験の日」について

陽春の候、保護者の皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、令和7年度は「大阪・関西万博」および「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」が開催されます。

「大阪・関西万博」および「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」は、いずれも、滋賀の子どもたちにとって得難い貴重な学びの場となると考えられることから、県立学校では、子どもたちがより参加しやすくなるよう、「滋賀・体験の日」を設けられました。

このことから、大津市教育委員会としてもその趣旨を鑑み、大津市立小・中学校においても児童生徒に対して同様の対応をいたします。

つきましては、取得可能期間、申請の方法、「滋賀・体験の日」を取得できない日（期間）を下記のとおり定めましたので、本校のホームページに掲載しております「滋賀・体験の日」チラシ（大津市教育委員会作成）」とあわせてご確認くださいませようお願いします。

1 取得可能期間

令和7年4月14日（月）以降「大阪・関西万博」、「国スポ」、「障スポ」に参加する場合について、1日単位で年間最大3日まで取得可能です。

2 申請の方法

本校所定の用紙により、取得予定日の1週間前までに申請してください。保護者署名（自署）が必要です。

※申請書は本校ホームページの「「滋賀・体験の日」」に掲載しています。印刷してご利用ください。

3 本校の「滋賀・体験の日」を取得できない日（期間）

- ・式典（始業式、終業式 等）
- ・学校行事等（校外学習、文化祭、体育大会、学校行事は準備期間含む、修学旅行（事前指導含む）、各学年の行事、避難訓練 等）
- ・テスト関係
- ・保健関係 各種検診

※詳細は本校ホームページの「令和7年度年間行事 4/7 更新」で確認してください。

なお、取得不可の日は、行事の追加等で変更する場合があります。変更の際は、ホームページに掲載をいたします。

4 その他

- ・保護者等との参加を条件とし、「滋賀・体験の日」を取得した場合は、「出席停止・忌引き等」の扱いとします。また、「滋賀・体験の日」取得中の安全管理等については、児童生徒および保護者等の責任の下で行ってください。
- ・「滋賀・体験の日」を取得した場合、受けられなくなる授業の内容については、児童生徒が自学自習で対応するものとし、補習などは行いません。
- ・給食については、病気等での欠席と同じ対応となります。

「滋賀・体験の日」 実施要項

1 趣旨

令和7年度には、「大阪・関西万博」および「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」が開催される。

「大阪・関西万博」は、世界の様々な文化や知見、技術に触れる貴重な機会であり、また本県で開催される「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」は、県民皆がより一層身近にスポーツを楽しむこと等につながることを期待される。

いずれの事業も、滋賀の子どもたちにとって得難い貴重な学びの場となると考えられることから、子どもたちがより参加しやすくなるよう、平日に参加する場合は「滋賀・体験の日」として、欠席扱いしないものとする。

大阪・関西万博…2025 年日本国際博覧会の略称。開催期間は令和7年4月13日（日）～10月13日（月）。滋賀県では、県内の満4歳から高校3年生までの子どもを対象に、招待（入場料を県が負担）する。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ…第79回国民スポーツ大会および第24回全国障害者スポーツ大会の愛称。国スポ大会の開催期間は、会期前開催が令和7年9月6日（土）～9月25日（木）、本会期開催が、同年9月28日（日）～10月8日（水）、障スポ大会の開催期間は同年10月25日（土）～10月27日（月）。

2 適用条件

- ・平日に「大阪・関西万博」「国スポ」「障スポ」に参加する場合に、1日単位で年間最大3日まで取得可能とする。
- ・児童生徒は保護者等との参加を条件とし、取得した場合は、「出席停止・忌引き等」の扱いとする。
また、「滋賀・体験の日」取得中の安全管理等については、保護者等の責任の下で行うこととする。
- ・取得には事前の申請を要するものとし、原則として1週間前までに行わなければならない。
- ・「滋賀・体験の日」の取得に伴う特別な学習上の補充を行う必要はない。（病気等による欠席者と同様の対応とする。）
- ・給食についても病気等による欠席と同様の対応とする。
- ・児童生徒が「滋賀・体験の日」を取得できない時期・期間を各学校で定めることができる。
- ・申請内容と異なる活動をした場合には、欠席扱いとする。
- ・校外学習で「大阪・関西万博」に行った児童生徒であっても、別途、家族旅行等で行くことの意義を鑑み、取得できるものとする。

3 申請から取得、振り返りまでの流れ

- ① 計画を立てる（活動する日・活動する場所・学習内容）
- ② 学校へ申請（原則1週間前までに申請書を提出 → 申請承認証を受け取る）
- ③ 「大阪・関西万博」または「国スポ」「障スポ」へ参加
- ④ 振り返り（報告書の提出：報告書をもって「出席停止・忌引き等」の扱いとする）

4 その他

- ・申請書・報告書については、学校教育課で作成した見本をもとに、各学校の状況に合わせて作成する。
- ・「滋賀・体験の日」を取得した場合、生徒指導上の参考とするため、指導要録の「備考」欄に、その理由を記入する場合においては、「滋賀・体験の日による出席停止・忌引き等〇日」と記載する。

「滋賀・体験の日」報告書

1. 報告者(参加者)

()年 ()組 ()番 児童生徒名 () 自署

保護者等名 () 自署

2. 参加行事(該当行事に○をする)

() 「大阪・関西万博」

() 「国スポ」

() 「障スポ」

3. 日時

()月 ()日 ()曜日 (:)～(:)

4. 場所(国スポ・障スポについては、競技名を記入すること)

場所 ()

競技名 ()

5. 活動内容

●活動内容(見学した内容・試合内容や結果を記入してください。)

●学んだこと